

1 宮崎県国民健康保険運営方針

国民健康保険制度においては、平成 30 年度から県も保険者となり、財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の事業運営において中心的な役割を担うこととされています。

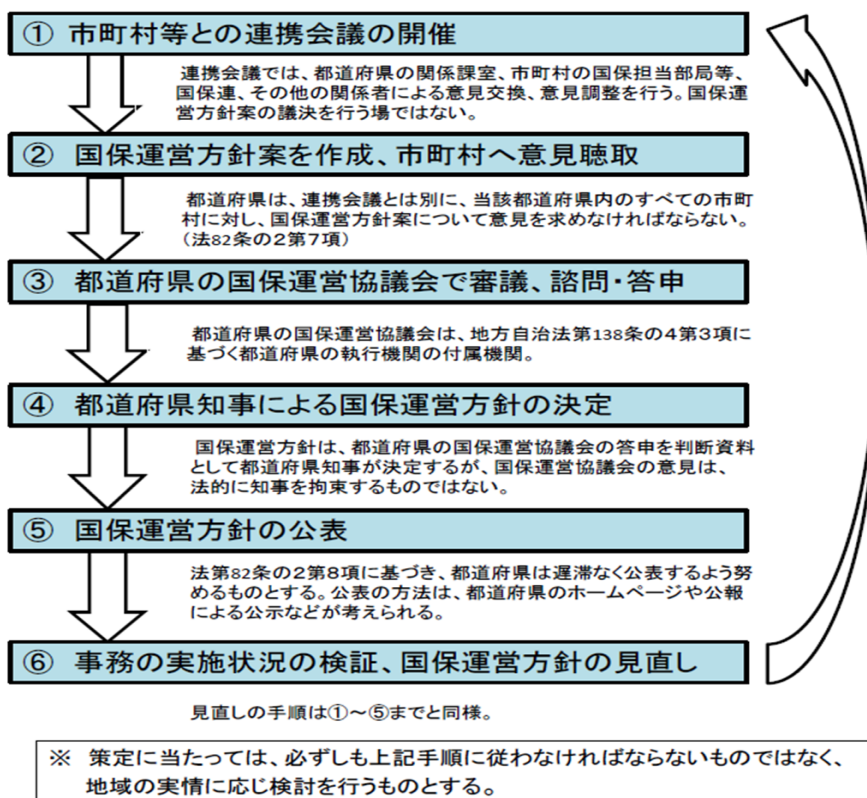
一方、市町村においても、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされています。

そのため、県と市町村が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険税率の決定、保険税の賦課・徴収、保健事業その他の保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、本県における統一的な国民健康保険の運営方針として、「宮崎県国民健康保険運営方針」を策定しています。

本運営方針は、3 年ごとに検証して見直しを行うこととしており、以下の手順を基に行います。

2 国保運営方針の見直し手順

都道府県国民健康保険運営方針策定の手順



第3期宮崎県国民健康保険運営方針 中間見直しスケジュール (案)

R8.3.19時点

	R 8.3月	R 8.4月	R 8.5月	R 8.6月	R 8.7月	R 8.8月	R 8.9月	R 8.10月	R 8.11月	R 8.12月	R 9.1月	R 9.2月
上旬			素案の策定	・市町村照会 (任意)	案の策定	各 部 会 の 議 論 の 進 捗 等 を 踏 ま え た 案 の 修 正		パ ブ コ メ			・連携会議 (最終案の説明)	・策定通知
中旬	3/19 運営協議会 (スケジュール等説明)	素案の策定			・連携会議 (案の説明)		パ ブ コ メ	パ ブ コ メ 反 映		・運営協議会 修正案の説明 ↓ 最終案決定		
下旬			・連携会議 (素案提示)	案の策定	・運営協議会 (諮問)		パ ブ コ メ	・市町村照会 (法第82条の2第7項) ・運営協議会 意見照会 (書面開催)	市 町 村 ・ 運 営 協 議 会 意 見 反 映		・答申	